

三次市危険木等伐採事業等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、危険木等による住宅等（市民が居住している市内の建物をいう。以下同じ。）への被害から市民の生命及び財産を保護するため、市内の危険木等の伐採及び撤去処分又は住宅に被害を与えている倒木の撤去処分を行う者に対し、予算の範囲内で危険木等伐採事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「危険木」とは、地目が山林又は保安林の土地に生育する胸高直径が概ね16センチメートル以上で、かつ、樹高5メートル以上の立木で、倒木により住宅等に被害を与える恐れのあるものをいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住する立木の所有者又は立木の所有者の承諾を得た住宅入居者等
- (2) 近隣住民に伐採の内容を説明するとともに、伐採にかかる同意及び施業地の境界を確認していること。
- (3) 個人にあっては、補助金の交付対象者及びその世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税及び料（以下「市税等」という。）を完納していること。
- (4) 法人にあっては、当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費
- (2) 自然災害等により住宅に被害を与えている倒木の撤去及び処分に要する経費

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補助率及び補助額)

第5条 補助対象事業における補助率及び補助額は、補助対象事業に要した費用の10分の7以内とし、100万円を上限とする。この場合において、補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(補助金交付申請)

第6条 交付申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 三次市危険木等伐採事業等補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 個人情報閲覧に関する同意書
- (3) 危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費がわかる見積書
- (4) 事業着手前の現況写真
- (5) 事業実施位置図
- (6) 立木所有者の伐採承諾書等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付条件)

第7条 この事業の委託先は、「伐採等の業務に関わる特別教育(チェーンソー講習)」の修了者を要する事業体又は個人とする。

2 伐採を行う土地が保安林、急傾斜地、砂防指定区域等の場合は、区域内行為にかかる届出、許可等の手続きが完了していること。

3 実施する事業が、小規模崩壊地復旧事業の対象外であること。

4 伐採する施業地は面的に整備することとし、概ね100平米以上の施業とすること。

(交付決定及び決定通知)

第8条 市長は、第6条の規定による補助金の交付申請があったときは、必要に応じて当該申請場所の調査を行い、適当と認めるときは、三次市危険木等伐採事業等補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等の承認)

第9条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ三次市危険木等伐採事業等補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提

出しなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を変更し、三次市危険木等伐採事業等補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（事業実績報告）

第10条 事業実績報告の提出書類は、次に掲げるとおりとし、事業完了後速やかに市長へ提出しなければならない。

- (1) 三次市危険木等伐採事業等補助金実績報告書（様式第5号）
- (2) 危険木等の伐採、撤去及び処分に要する経費の支払を証明する書類の写し
- (3) 事業完了後の写真

（補助金の交付）

第11条 補助金は、事業完了の確認及び事業実績報告書を審査のうえ市長が適当と認めたときは三次市危険木等伐採事業等補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の通知を受けた申請者は、三次市危険木等伐採事業等補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し、又は返還）

第13条 市長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は，令和6年3月31日限り，その効力を失う。

(告示失効後の経過措置)

3 第13条の規定は，この告示失効後も，なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

三次市危険木等伐採事業等補助金交付申請書

年 月 日

三次市長 様

申請者 住 所
氏 名

三次市危険木等伐採事業等補助金を受けたいので、三次市危険木等伐採事業等補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 個人情報閲覧に関する同意書
- (2) 危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費がわかる見積書
- (3) 事業着手前の現況写真
- (4) 事業実施位置図
- (5) 伐採区域を図示した書類
- (6) 土地所有者が確認できる書類
- (7) 立木所有者の伐採承諾書等の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

三次産農指令第 号
年 月 日

様

三 次 市 長

三次市危険木等伐採事業等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市危険木等伐採事業等補助金については、三次市危険木等伐採事業等補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 補助金対象事業の内容等

この補助金の対象となる事業（以下「事業」という。）は、三次市危険木等伐採事業等で、その内容は、年 月 日付けの申請書に記載のとおりとする。

3 交付の条件

この事業は、三次市危険木等伐採事業等補助金交付要綱第 7 条に規定するもののほか、この補助金に係る法令、告示に従わなければならない。

この事業が完了したときは、事業実績報告書を事業完了後速やかに市長に提出しなければならない。

様式第 3 号（第 9 条関係）

三次市危険木等伐採事業等補助金変更承認申請書

年 月 日

三次市長 様

住所

氏名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定通知の
あった 年度三次市危険木等伐採事業等補助金について、次の理由により
事業内容を変更したいので、三次市危険木等伐採事業等補助金交付要綱第 9 条の
規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 交付決定額 金 円

(2) 変更申請額 金 円

添付書類

変更内容の経費がわかる見積書

三次産農指令第 号
年 月 日

三次市危険木等伐採事業等補助金変更交付決定通知書

様

三 次 市 長

年 月 日付けで申請の 年度三次市危険木等伐採事業等補助金については，三次市危険木等伐採事業等補助金交付要綱第 9 条の規定により，次のとおり変更交付決定をしたので通知します。

1 変更前交付決定額 金 円

2 変更後交付決定額 金 円

3 変更の理由

4 交付の条件

- (1) この事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合には，速やかに市長に報告して指示を受けなければならない。
- (2) この事業が完了したときは，事業実績報告書を事業完了後速やかに市長に提出しなければならない。

様式第 5 号（第 10 条関係）

三次市危険木等伐採事業等補助金実績報告書

年 月 日

三次市長 様

住所

氏名

三次市危険木等伐採事業等が完了したので、三次市危険木等伐採事業等補助金
交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金額 金 円

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 危険木等の伐採，撤去及び処分に要する経費の支払を証明する書類の写し
- (2) 事業完了後の写真

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

三次産農指令第 号
年 月 日

様

三 次 市 長

三次市危険木等伐採事業等補助金交付確定通知書

年 月 日付けで三次産農指令第 号により決定した三次市危険木等伐採事業等補助金の交付について、三次市危険木等伐採事業等補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第7号（第12条関係）

三次市危険木等伐採事業等補助金交付請求書

年 月 日

三次市長 様

住所

氏名

年 月 日付け 三次産農指令第 号により交付
の確定を受けた三次市危険木等伐採事業等補助金として、次のとおり請求します
。

1 請求金額 金 円

2 振込先

(振込先金融機関名)	1 普通 2 当座 3 その他 ()							
	農協	本店	フリガナ					
	銀行	支店	口座名義					
			口座番号					

3 請求者と振込口座名義人が異なる場合

当該補助金の受領について、上記の口座名義人に委任します。